

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 高齢介護課

許認可等の内容		特定入所者介護サービス費の支給
根拠法令等及び条項		介護保険法第51条の3第1項
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	
審査 基準	根拠条項	介護保険法第51条の3第1項、介護保険法施行規則第83条の5及び第97条の3
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 市町村は、要介護被保険者のうち所得の状況その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定めるものが、次に掲げる指定施設サービス等、指定地域密着型サービス又は指定居宅サービス（以下この条及び次条第1項において「特定介護サービス」という。）を受けたときは、当該要介護被保険者（以下この条及び次条第1項において「特定入所者」という。）に対し、当該特定介護サービスを行う介護保険施設、指定地域密着型サービス事業者又は指定居宅サービス事業者（以下この条において「特定介護保険施設等」という。）における食事の提供に要した費用及び居住又は滞在（以下「居住等」という。）に要した費用について、特定入所者介護サービス費を支給する。ただし、当該特定入所者が、第37条第1項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の特定介護サービスを受けたときは、この限りでない。</p> <p>(1) 指定介護福祉施設サービス</p> <p>(2) 介護保健施設サービス</p> <p>(3) 介護医療院サービス</p> <p>(4) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</p> <p>(5) 短期入所生活介護</p> <p>(6) 短期入所療養介護</p>	